

特定非営利活動法人 日本家庭教育再生機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本家庭教育再生機構 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市天白区原二丁目 806 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育てや子どもの教育に係る問題の改善と質の向上を図り、子育て支援の一層の拡大、推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子育てに係る支援事業
- (2) 子どもの教育支援事業
- (3) 社会福祉施設や大型商業施設など各種施設に出向き、バイオリンによる親子で楽しむ音楽支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(2) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(3) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容。

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日。

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で議決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 長田 百合子

副理事長 吉田 順一

理 事 平尾 佳子 竹本 佳子 日下部愛子

監 事 成友 益美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円	年会費	0円
(2) 賛助会員	入会金	0円	年会費	0円

特定非営利活動法人日本家庭教育再生機構 令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多く市民に知っていただくため普及啓発を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予 定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算 額(単位:千円)
①子育てに 係る支援事 業	事務所内活動スペースにて親子の 触れ合いや学びの場を提供し、子育て に係る支援をしていく。総称して「キ ッズウイング」とし、悩み多き若い親 御さんに寄り添い応援する。また幼稚 園・保育園・児童館等での講演や演奏 活動時に、子育てについて悩み相談を 受けたり、終了後毎朝携帯に無料配信 する「すくすくメール」などで子育て を応援する。	(A) 通年 (B) 幼稚園・保育 園・児童館等の各 地の施設・事務 所・インターネッ ト (C) 5～8 人	(D) 親と子 会場のお客様。 (E) 約 20 人～ 200 人。	4361.4
②子どもの 教育支援事 業	小学生の学習塾や家庭教師などの学 習支援を総称して「e-teacher」とし、 各種問題を抱えて学習が困難な子ど も達に寄り添い、低料金で学習の場を 提供する。近隣の子どもたちも支援す る。	(A) 通年(学習塾 は週に二回・家庭 教師は適宜) (B) 事務所・東郷 町ふれあいセン ター等の教室 (C) 4～8 人	(D) 貧困層やヤ ングケアラーな ど、問題を抱えて 学習が困難な子 ども達や地域の 子どもたち (E) 約 20 人前 後。	4361.4
③社会福祉 施設や大型 商業施設な ど各種施設 に出向き、バ イオリンに よる親子で 楽しむ音楽 支援事業	高齢者施設、児童養護施設、児童館、 幼稚園、大型商業施設、地域の催事な どに出向きバイオリン演奏事業。 子どもたちや親御さんにもバイオリ ンを体験していただく。	(A) 通年 (B) 社 会福祉施設や大 型商業施設等の 各地の施設や演 奏会場・事務所 (C) 5～8 人	(D) 親と子 会場のお客様。 (E) 約 20 人～ 200 人。	8722.8

特定非営利活動法人日本家庭教育再生機構 令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多く市民に知っていただくため普及啓発を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予 定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算 額(単位:千円)
①子育手に 係る支援す る事業	事務所内活動スペースにて親子の 触れ合いや学びの場を提供し、子育て に係る支援をしていく。総称して「キ ッズウイング」とし、悩み多き若い親 御さんに寄り添い応援する。また幼稚 園・保育園・児童館等での講演や演奏 活動時に、子育てについて悩み相談を 受けたり、終了後毎朝携帯に無料配信 する「すくすくメール」などで子育て を応援する。	(A) 通年 (B) 幼稚園・保育 園・児童館等の各 地の施設・事務 所・インターネッ ト (C) 5～8 人	(D) 親と子 会場のお客様。 (E) 約 20 人～ 200 人。	4774.6
②子どもの 教育支援事 業	小学生の学習塾や家庭教師などの学 習支援を総称して「e-teacher」とし、 各種問題を抱えて学習が困難な子ど も達に寄り添い、低料金で学習の場を 提供する。近隣の子どもたちも支援す る。	(A) 通年(学習塾 は週に二回・家庭 教師は適宜) (B) 事務所・東郷 町ふれあいセン ター等の教室 (C) 4～8 人	(D) 貧困層やヤ ングケアラーな ど、問題を抱えて 学習が困難な子 ども達や地域の 子どもたち (E) 約 20 人前 後。	4774.6
③社会福祉 施設や大型 商業施設な ど各種施設 に出向き、バ イオリンに よる親子で 楽しむ音楽 支援事業	高齢者施設、児童養護施設、児童館、 幼稚園、大型商業施設、地域の催事な どに出向きバイオリン演奏事業。 子どもたちや親御さんにもバイオリ ンを体験していただく。	(A) 通年 (B) 社 会福祉施設や大 型商業施設等の 各地の施設や演 奏会場・事務所 (C) 5～8 人	(D) 親と子 会場のお客様。 (E) 約 20 人～ 200 人。	9549.2

活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 日本家庭教育再生機構

自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日

【経常収益】		
【受取寄付金】		
受取寄付金		8,564,333
【事業収益】		
子育てに係る支援事業収益	510,000	
子どもの教育支援事業収益	517,748	
社会福祉施設や大型商業施設など各種施設に出向き、 バイオリンによる親子で楽しむ音楽支援事業収益	7,391,675	
		8,419,423
【その他収益】		
受取 利息	10	10
雑 収 益		
経常収益 計		16,983,766
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
役員 報酬(事業)	3,551,278	
給料 手当(事業)	6,213,406	
法定福利費(事業)	824,839	
人件費計	10,589,523	
(その他経費)		
旅費交通費(事業)	2,436,935	
車 両 費(事業)	1,274,319	
通信運搬費(事業)	474,160	
消耗品 費(事業)	516,526	
地代 家賃(事業)	979,591	
広告宣伝費(事業)	103,805	
減価償却費(事業)	366,078	
交 際 費(事業)	20,308	
研 修 費(事業)	17,729	
支払手数料(事業)	38,760	
修 繕 費(事業)	182,164	
賃 借 料(事業)	8,865	
保 険 料(事業)	46,607	
租税 公課(事業)	70,515	
雑 費(事業)	319,749	
その他経費計	6,856,111	
事業費 計		17,445,634
【管理費】		
(人件費)		
役員 報酬	543,135	
給料 手当	36,883	
法定福利費	18,184	
人件費計	598,202	
(その他経費)		
旅費交通費	19,614	
通信運搬費	33,624	
消耗品 費	6,877	
地代 家賃	53,453	
交際費	12,730	
研 修 費	3,133	
租税 公課	19,271	
支払手数料	191,368	
支払報酬料	60,320	
雑 費		
その他経費計	400,390	
管理費 計		998,592
経常費用 計		18,444,226
当期経常増減額		△1,460,460
【経常外収益】		
貸倒引当金戻入益		
経常外収益 計		
【経常外費用】		
経常外費用 計		
税引前当期正味財産増減額		△1,460,460
法人税、住民税及び事業税		71,000
当期正味財産増減額		△1,531,460
前期繰越正味財産額		9,631,687
次期繰越正味財産額		8,100,227

活動予算書

【税込】（単位：円）

特定非営利活動法人 日本家庭教育再生機構

自 令和8年 1月 1日 至 令和8年12月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 9,979,661

【事業収益】

子育てに係る支援事業収益 540,000
 子どもの教育支援事業収益 542,892
 社会福祉施設や大型商業施設など各種施設に出向き、
 バイオリンによる親子で楽しむ音楽支援事業収益 7,750,642 8,833,634

【その他収益】

受取 利息 10 10

雑 収 益

経常収益 計 18,813,205

【経常費用】

【事業費】

（人件費）

役員 報酬（事業） 4,115,719
 給料 手当（事業） 6,200,967
 法定福利費（事業） 895,939
 人件費計 11,212,625

（その他経費）

旅費交通費（事業） 2,824,262
 車 両 費（事業） 1,476,860
 通信運搬費（事業） 549,523
 消耗品 費（事業） 598,623
 地代 家賃（事業） 1,135,287
 広告宣伝費（事業） 120,304
 減価償却費（事業） 364,263
 交 際 費（事業） 23,536
 研 修 費（事業） 20,547
 支払手数料（事業） 44,921
 修 繕 費（事業） 211,117
 賃 借 料（事業） 10,274
 保 險 料（事業） 54,015
 租税 公課（事業） 81,723
 雑 費（事業） 370,570
 その他経費計 7,885,825

事業費 計

19,098,450

【管理費】

（人件費）

役員 報酬 392,506
 給料 手当 26,654
 法定福利費 13,141
 人件費計 432,301

（その他経費）

旅費交通費 14,174
 通信運搬費 24,299
 消耗品 費 4,970
 地代 家賃 38,629
 交際費 9,200
 研 修 費 2,264
 租税 公課 13,927
 支払手数料 138,295
 支払報酬料 43,591
 雑 費

その他経費計

289,349

管理費 計

721,650

経常費用 計

19,820,100

当期経常増減額

△1,006,895

【経常外収益】

貸倒引当金戻入益

経常外収益 計

【経常外費用】

経常外費用 計

税引前当期正味財産増減額

△1,006,895

法人税、住民税及び事業税

71,000

当期正味財産増減額

△1,077,895

前期繰越正味財産額

8,100,227

次期繰越正味財産額

7,022,332